

公 示

道路運送車両法（昭和26年法律185号）第61条の2の規定により、
下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であつて、当該自動車検査証
の有効期間の満了する日が令和8年3月26日から同年9月30日までのも
のは、令和8年10月1日をもって満了するものとする。

記

山形県酒田市飛島

令和8年5月29日

東北運輸局山形運輸支局長

